

## 船橋市営住宅入居変更に関する取扱基準

### (趣旨)

**第1条** この基準は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第5条第7号及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第12条に規定する入居変更の取扱いについて定めるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 入居変更を申請した入居者をいう。
- (2) 同居者 入居の際に同居した親族又は同居の承認を受けた者をいう。  
(出生による同居を含む。)
- (3) 現住宅 申請者が現に入居している住宅をいう。
- (4) 入居変更住宅 入居変更により入居する住宅をいう。

### (入居変更の承認)

**第3条** 市長は、次の各号の規定を全て具備する者について、入居変更を承認することができる。

- (1) 入居者若しくは同居者が、身体障害者手帳を持つ場合、要介護度2以上の認定を受けている場合、又は心身の状況等により入居変更が妥当であるとの医師の診断がある場合。
- (2) 条例第6条に規定する入居者資格を満たしていること。
- (3) 条例第42条第1項各号に該当しないこと。
- (4) 条例第50条第1項各号に該当しないこと。

### (入居変更住宅)

**第4条** 入居変更住宅は、入居者を募集しようとしている市営住宅とする。

### (敷金)

**第5条** 申請者がすでに納付している敷金は、入居変更住宅の敷金とし、還付しないものとする。但し、入居変更住宅の敷金がすでに納付している敷金を超過している場合は、その差額を納付するものとする。

### (現住宅の退去)

**第6条** 申請者は、現住宅について、条例第41条及び船橋市営住宅退去検査基準に基づき、退去の手続きを行うものとする。

**第7条** 本基準に規定する事項を除き、船橋市営住宅条例及び船橋市営住宅条例施行規則を適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年9月2日から施行する。